

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年9月3日提出
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 文夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之 連絡場所 東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	インドネシア債券ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	当初募集期間：100億円を上限とします。 継続募集期間：500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

インドネシア債券ファンド（毎月分配型）

（以下「ファンド」もしくは「当ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）ユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「委託者」もしくは「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

当初募集期間：100億円を上限とします。

継続募集期間：500億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

当初募集期間

受益権1口当たり1円

継続募集期間

取得申込受付日¹の翌営業日の基準価額²とします。

基準価額は、販売会社または後記「照会先」にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

1 後記「（12）その他 取得申込受付」の日を指します。また、継続申込期間において、取得申込受付日当日が、後記「（12）その他 お申込受付中止日」にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。

2 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日（ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円）の基準価額にお申込口数を乗じて得た額に、3.15%¹（税抜3.0%）の率を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

ただし、自動けいぞく投資コース²を選択した場合の収益分配金の再投資にかかる当ファンドの取得申込みに手数料はかかりません。

1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税率の変更に応じて金額が変わることがあります。

2 自動けいぞく投資コースとは、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する

契約を含みます。)に基づき、収益分配金をファンドの決算毎に自動的にそのファンドに再投資するコースです。販売会社によっては、取扱いがない場合があります。

詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

最低単位を1口または1円単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初募集期間

平成22年9月21日から平成22年9月29日まで

継続募集期間

平成22年9月30日から平成23年12月21日まで

(注) 上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みいただけます。

販売会社については、後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得のお申込みをされる方は、お申込金額およびお申込手数料(税込)を販売会社が定める日までにお支払いください。

当初募集期間

当初申込みにかかる発行価額の総額は、設定日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(信託契約にかかる受託者であり、以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続募集期間

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

ご不明な場合は、お申込みの販売会社または、後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本国以外の国・地域における募集

該当事項はありません。

申込証拠金

該当事項はありません。

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

該当事項はありません。

取得申込受付

販売会社の営業日¹の午後3時までに受け付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の扱いとなります。なお、販売会社によって、受付時間等の扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

1 後記「お申込受付中止日」を除きます。

お申込受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みも出来ません。）

1. ジャカルタ、ロンドンおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日である日
2. シンガポールの銀行が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日
3. 上記のほか、一部解約金の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして委託者が定める日（換金（解約）の場合）

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消することがあります。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
信託金の限度額

受託会社と合意の上、500億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/債券」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般	年1回	グローバル	あり ()
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券 一般	年4回	北米	
公債	年6回 (隔月)	欧州	
社債		アジア	なし
その他債券	年12回	オセアニア	
クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合		エマージング	

収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しておりません。

属性区分の定義

投資対象資産	債券 (その他債券)	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回 (毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

ファンドの特色

1 当ファンドは、インドネシア・ルピア建てのインドネシア国債および国際機関債等の運用成果の獲得を目指し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ります。

主として、ユーロ円債への投資を通じて、「iBoxx ABF インドネシア債券指数[®]」に概ね連動する投資成果を目指します。なお、現地通貨建て債券等に直接投資する場合があります。

※IIC (International Index Company) が計算および発表するインドネシア政府および準政府機関等が発行するインドネシア・ルピア建ての国債ならびに公債の値動きを示す指数です。

2 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

原則として毎月 22 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益を中心に分配を行います。

ただし、分配を行わないこともあります。

3 原則として、為替ヘッジを行いません。

実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年 9月30日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの投資対象

ユーロ円債を主要投資対象とします。なお、現地通貨建て債券等に直接投資することがあります。

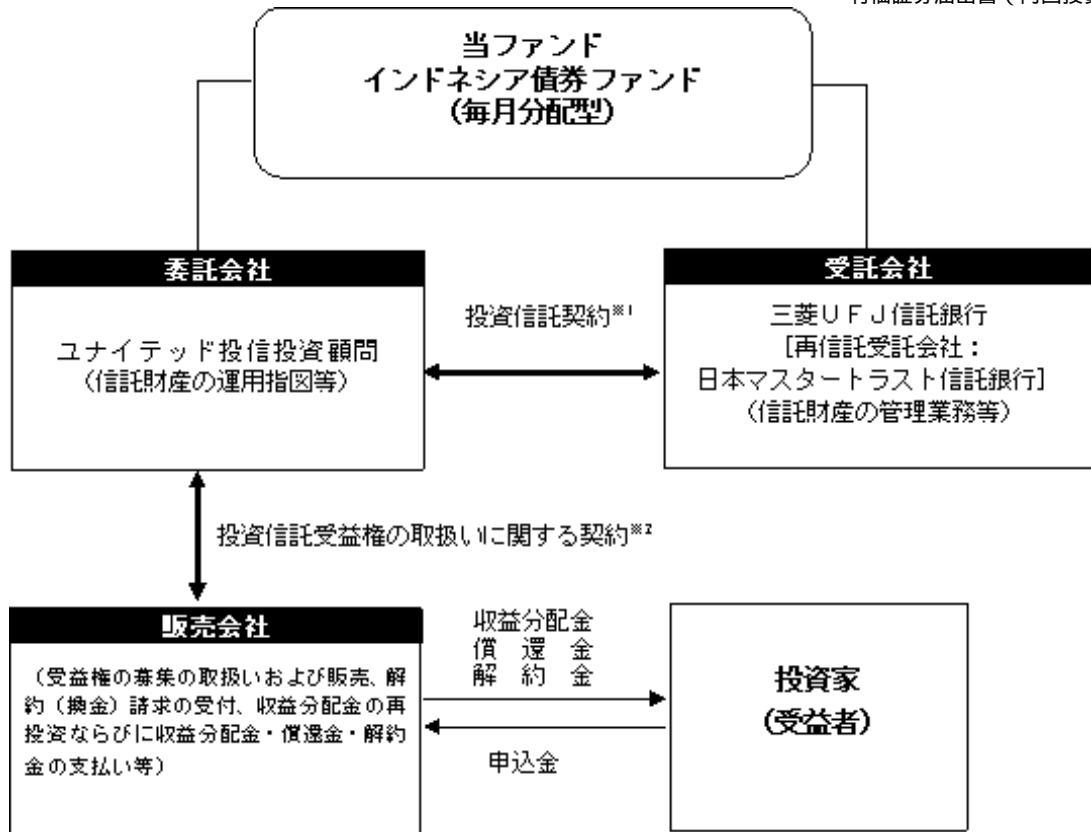
ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を主要投資対象とします。
- ▶ 原則として、ユーロ円債の組入比率は高位に保ちます。



- ・ユーロ円債は iBoxx ABF インドネシア債券指数との連動を保証するものではありません。また、実質的に参照する iBoxx ABF インドネシア債券指数から源泉徴収税分を調整した後のパフォーマンスに概ね連動します。
- ・当ファンドの投資対象は上記のドイツ銀行発行のユーロ円債に限定されません。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人



- 1 投資信託の組成をするにあたって委託会社と受託会社が結ぶ契約のこと。投資信託の具体的な仕組みや運用方針、信託財産の運営・管理方法などの細目が定められています。
- 2 投資信託の販売等に関して委託会社と販売会社との間で結ぶ契約のこと。投資信託受益権の募集の取扱い、解約請求の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務手続等が定められています。

委託会社の概況

(A) 資本金 11億5,500万円（平成22年7月31日現在）

(B) 沿革

平成11年9月17日	米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立
平成11年10月26日	証券投資信託委託業の認可取得
平成12年10月6日	オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年1月20日	投資顧問会社として登録
平成17年3月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録

(C) 大株主の状況

（平成22年7月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。ユーロ円債への投資を通じて、「iBoxx ABF インドネシア債券指数¹」に概ね連動する投資成果を目指します²。

1 IIC (International Index Company) が計算および発表するインドネシア政府および準政府機関等が発行するインドネシア・ルピア建ての国債ならびに公債の値動きを示す指数です。

2 ユーロ円債は、実質的に参照する「iBoxx ABF インドネシア債券指数」から源泉徴収税分を調整した後のパフォーマンスに概ね連動します。

ユーロ円債の組入れ比率は高位を保つことを原則とします。

原則として、為替ヘッジは行いません。

市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

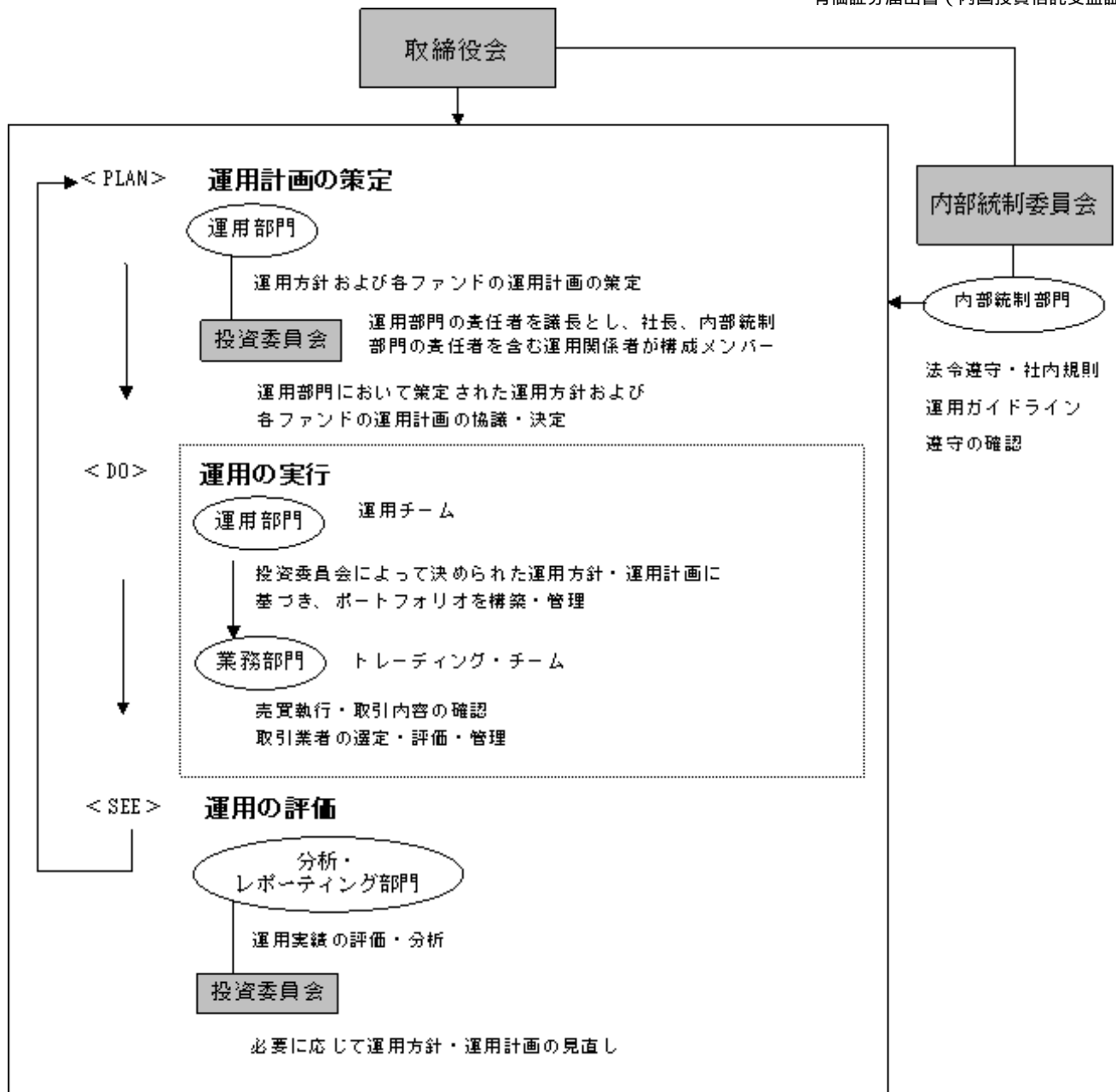
前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引管理規程
- ・役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（7名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（6名程度）、商品開発、有価証券届出書・目論見書および法定運用報告書等の作成を担当する企画部門（4名程度）、

ファンド計理・トレーディングを担当する業務部門（13名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（3名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行）については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成22年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- （A）分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- （B）分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- （C）収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （A）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税相当額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （B）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税相当額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（5）【投資制限】

当ファンドは、約款において、以下の投資制限を設けております。

株式等への投資制限（約款 運用の基本方針 2 . 運用方法（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合制限（約款 運用の基本方針 2 . 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（約款 運用の基本方針 2 . 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資割合（約款 運用の基本方針 2 . 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得

ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

資金の借入れ（約款第33条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 上記(a)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- (e) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、ユーロ円債への投資を通じて、実質的に債券指数の値動きに概ね連動した投資成果を目指しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、原則として特定のユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。したがって、当ファンドの基準価額は、当該ユーロ円債の価格変動の影響を大きく受けます。当該ユーロ円債の価格は、実質的に債券など値動きのある有価証券の価格等に影響されますので、金利上昇などにより当該債券価格が下落した場合には、その影響により当該ユーロ円債の価格が下落し、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

信用リスク

当ファンドは、特定の金融機関により発行されたユーロ円債を主要投資対象としますので、当該金融機関の経営不振等による信用度の悪化を反映して同債券の価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。また、同債券を売却する際は原則として当該金融機関の買い取りによる形式となりますので、当該金融機関の経営不振等により同債券の買い取りに支障が生じた場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治および経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に投資する外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合は、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的にインドネシアの債券指数の値動きに概ね連動した投資成果を目指します。そのため、当該国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制もしくは税金が課されるような場合には、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

銘柄集中リスク（流動性リスク）

解約資金の手当て等のために、当ファンドが投資する特定のユーロ円債を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあり、当ファンドの基準価額に悪影響を及ぼすことがあります。

金利変動リスク

当ファンドは、実質的に債券の値動きに連動しますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行され流通している債券の価格は下落します。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。したがって、金利上昇は、当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受付を中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る場合、または、受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) iBoxx ABF インドネシア債券指数との連動性に関する留意点

当ファンドは、ユーロ円債への投資を通じて、iBoxx ABF インドネシア債券指数に概ね連動する運用成果を目指しますが、当ファンドの基準価額の騰落率とiBoxx ABF インドネシア債券指数の騰落率は必ずしも一致しません。これは、ユーロ円債の組入れ比率が100%でないこと、その他当ファンドおよびユーロ円債に係る費用等の支払いが発生するためです。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

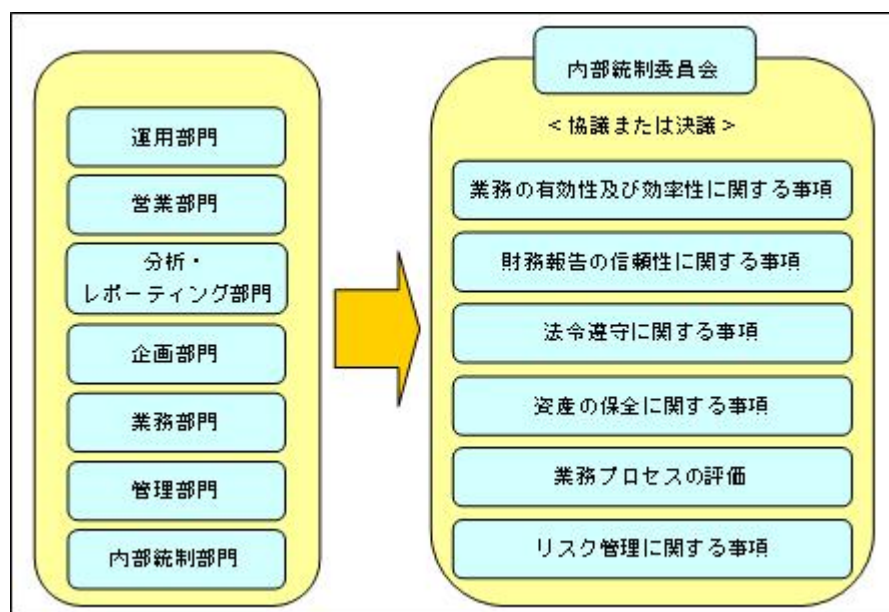
ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



上記の管理体制は、平成22年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日（ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円）の基準価額にお申込口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、3.15%（税抜3.0%）の率を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

換金（解約）受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除します。

(3)【信託報酬等】

当ファンドにおける信託報酬の内訳および支払方法

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支払われます。

日々の信託財産の純資産総額×年1.197%（税抜 年1.14%）

信託報酬の配分は、次の通りです。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.420% （税抜 年0.40%）	年0.042% （税抜 年0.04%）	年0.735% （税抜 年0.70%）

なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債について、年0.35%程度の管理費用がかかります。

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料ならびに保管費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産中から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社もしくは後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

個別元本方式について

- (A) 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（特別分配金については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離

課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、税法の改正等により、変更されることがあります。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

5【運用状況】

当ファンドは、当ファンドにかかる受益権の当初申込期間終了後の平成22年9月30日から運用を開始する予定です。したがって、有価証券届出書提出日（平成22年9月3日）現在、当ファンドは資産を保有しておりません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません

（参考情報）

< 基準価額・純資産の推移 >
該当事項はありません。

< 分配の推移 >
該当事項はありません。

< 主要な資産の状況 >
該当事項はありません。

< 年間収益率の推移 >
該当事項はありません。
当ファンドには、ベンチマークがありません。

・運用開始後の運用実績は、委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1) お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、以下の条件に該当する日には、取得の申込みを取扱いいたしません。

1. ジャカルタ、ロンドンおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日である日
2. シンガポールの銀行が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日

- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) 自動けいぞく投資コースのお申込みの際には、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。以下同じ。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

- (4) お申込単位は、最低単位を1口もしくは1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込みの単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

- (5) 取得申込金額は、お申込受付日の翌営業日（ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円）の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込手数料およびお申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

- (6) 自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口もしくは1円単位として一部解約の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

- (2) 受益者は、一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (3) 一部解約の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、以下の条件に該当する日には、取得の申込みを取扱いいたしません。

1. ジャカルタ、ロンドンおよびシンガポールのいずれかの銀行が休業日である日
 2. シンガポールの銀行が休業日（土曜日および日曜日を除きます。）である日の前営業日
 3. 上記のほか、一部解約金の支払い等に支障をきたす恐れがあるとして委託者が定める日（換金（解約）の場合）
- (4) 一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額 から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお、受益者の1口当たりのお受取金額は、当該一部解約の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。
- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約につきましても、正午までをお願いいたします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記（3）に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

基準価額の照会方法については、「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額 を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表され

ます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成32年9月23日（委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。）までとします。ただし、「(5) その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年9月30日から平成22年11月22日までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

なお、各計算期間終了日が休業日（以下「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 【その他】

信託契約の解約

(A) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(B) 委託会社は、上記(A)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（「書面決議」については、後述「書面決議」をご確認ください。）

(C) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり、受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後述「信託約款の変更等」の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

(A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内

容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は、信託約款に定められている「信託約款の変更等」に記載されている以外の方法によって変更することはできないものとします。

- (B) 委託会社は、(A)の事項（(A)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合には限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。（「書面決議」については、後述「書面決議」をご確認ください。）
- (C) (A)および(B)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (D) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更するときは、上記(A)から(C)までの規定にしたがいます。

書面決議

- (A) 委託会社は、信託契約の解約、重大な約款の変更等に対して書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (B) 上記(A)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本(B)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (C) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (D) (A)から(C)までの規定は、委託会社が信託契約の解約および重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、(A)から(C)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- (E) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎年3月と9月の計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

関係法人との契約

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。但し、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

(A) 他の受益者の氏名または名称および住所

(B) 他の受益者が有する受益権の内容

照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、書面決議の議案に反対した受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドは、受益権の当初申込期間終了後の平成22年9月30日から運用を開始する予定です。したがって、有価証券届出書提出日(平成22年9月3日)現在、当ファンドは資産を保有しておりません。
- (2) 当ファンドの監査は、新日本有限責任監査法人により行われる予定です。
- (3) ファンドの経理状況については、初回の有価証券報告書を提出次第、記載します。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または

記録するものとし、ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

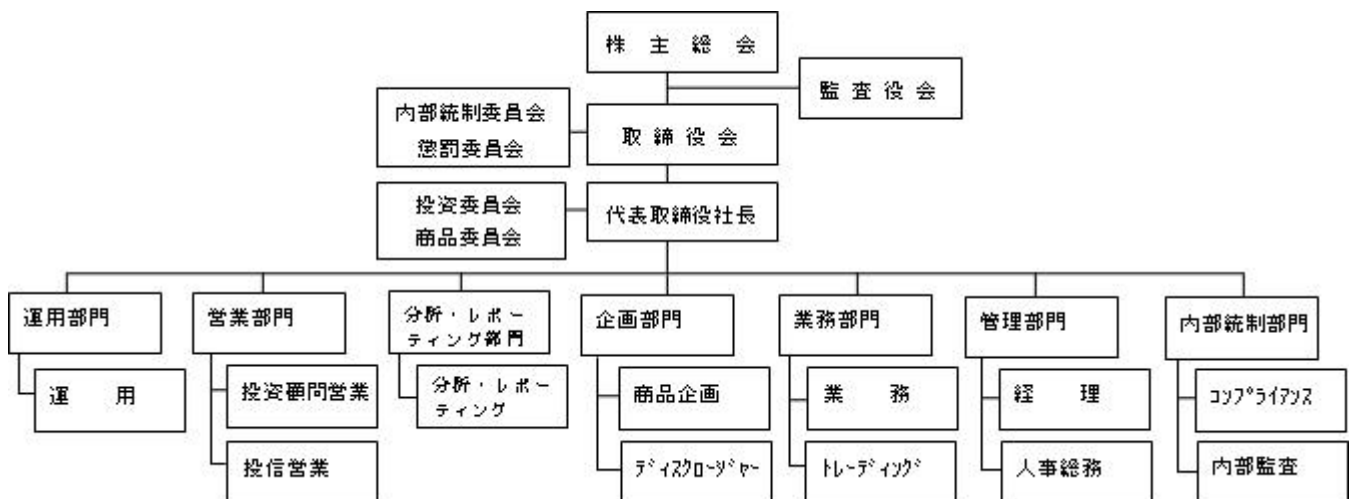
(1) 資本金の額等

平成22年7月31日現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成17年11月29日に25,000,000円の増資 平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成22年7月31日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。

3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年7月30日現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数53本、純資産総額79,632百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	51	78,962
単位型株式投資信託	2	670
合計	53	79,632

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	446,666	514,170
前払費用	11,131	11,254
未収委託者報酬	53,764	62,134
未収収益	35,865	37,838
立替金	25,573	24,123
未収消費税等	10,507	-
その他	34	10
流動資産計	583,544	649,531
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 10,540	8,789
器具備品（純額）	*1 3,130	2,742
リース資産（純額）	*1 1,600	1,051
有形固定資産計	15,271	12,584
無形固定資産		

ソフトウェア	*1	261	3,198
電話加入権		1,294	1,294
無形固定資産計		1,556	4,493
投資その他の資産			
投資有価証券		-	998
破産更生債権等		-	2,459
長期差入保証金		22,760	22,760
長期前払費用		1,701	1,315
貸倒引当金		-	2,459
投資その他の資産計		24,462	25,074
固定資産合計		41,290	42,152
資産合計		624,834	691,684
負債の部			
流動負債			
預り金		16,501	11,133
未払金		24,235	13,468
未払手数料		24,057	23,252
リース債務		560	585
未払費用		1,743	4,706
未払委託調査費		45,823	93,118
未払法人税等		2,268	2,556
未払消費税等		-	953
前受収益		815	815
賞与引当金			9,000
流動負債計		116,005	159,590
固定負債			
リース債務		1,143	558
長期未払金		2,666	2,666
長期前受収益		3,593	2,777
固定負債計		7,403	6,002
負債合計		123,409	165,593
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,030,000	1,155,000
資本剰余金			125,000
資本準備金			125,000
資本剰余金合計			125,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		528,574	753,907

利益剰余金合計	528,574	753,907
株主資本合計	501,425	526,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	1
評価・換算差額等合計	-	1
純資産合計	501,425	526,090
負債・純資産合計	624,834	691,684

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	571,325	614,791
投資助言報酬	5,491	13,179
運用受託報酬	88,786	128,040
投資兼業報酬	11,983	9,268
営業収益計	677,587	765,279
営業費用		
支払手数料	221,224	210,018
広告宣伝費	4,178	5,279
調査費	46,275	49,990
委託調査費	132,586	187,290
図書費	624	649
委託計算費	1,742	1,827
通信費	9,161	3,301
印刷費	10,075	11,349
諸会費	1,768	2,088
営業費用計	427,638	471,796
一般管理費		
給料・手当	274,503	265,682
役員報酬	14,142	4,800
貸倒引当金繰入額		2,459
賞与	891	
賞与引当金繰入額		9,000
租税公課	3,097	3,068
不動産賃借料	34,070	34,070
退職給付費用	7,703	7,900
固定資産減価償却費	4,612	3,602
消耗器具備品費	4,489	5,008
機器賃借料	63,871	61,726
法律専門家報酬	811	2,405
新人採用費	7,160	12,168
諸経費	111,413	104,885

一般管理費計		526,766	516,779
営業損失		276,818	223,295
営業外収益			
受取利息		0	402
その他営業外収益	*1	1,108	1,382
営業外収益計		1,109	1,785
営業外費用			
支払利息			61
為替差損		65	
株式交付費			941
その他営業外費用	*2	1,876	770
営業外費用計		1,942	1,772
経常損失		277,651	223,283
特別損失			
固定資産廃棄損		130	
特別退職加算金		13,002	1,100
リース会計基準の適用に伴う影響額		147	
特別損失計		13,280	1,100
税引前当期純損失		290,931	224,383
法人税、住民税及び事業税		950	950
当期純損失		291,881	225,333

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,030,000	1,030,000
当期変動額		
新株の発行	-	125,000
当期変動額合計	-	125,000
当期末残高	1,030,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	250,000	-
当期変動額		
資本準備金の取崩（欠損填補）	250,000	-
新株の発行	-	125,000
当期変動額合計	250,000	125,000
当期末残高	-	125,000
資本剰余金合計		
前期末残高	250,000	-
当期変動額		
資本準備金の取崩（欠損填補）	250,000	-

新株の発行	-	125,000
当期変動額合計	250,000	125,000
当期末残高	-	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	486,693	528,574
当期変動額		
当期純損失	291,881	225,333
資本準備金の取崩（欠損填補）	250,000	-
当期変動額合計	41,881	225,333
当期末残高	528,574	753,907
利益剰余金合計		
前期末残高	486,693	528,574
当期変動額		
当期純損失	291,881	225,333
資本準備金の取崩（欠損填補）	250,000	-
当期変動額合計	41,881	225,333
当期末残高	528,574	753,907
株主資本合計		
前期末残高	793,306	501,425
当期変動額		
新株の発行	-	250,000
当期純損失	291,881	225,333
当期変動額合計	291,881	24,666
当期末残高	501,425	526,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1
当期変動額合計	-	1
当期末残高	-	1
純資産合計		
前期末残高	793,306	501,425
当期変動額		
新株の発行	-	250,000
当期純損失	291,881	225,333
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1
当期変動額合計	291,881	24,666
当期末残高	501,425	526,090

重要な会計方針

	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	_____	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）主に定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 同 左
3. 繰延資産の処理方法	_____	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 _____ (2) 賞与引当金 _____	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額と貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
---	---

<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>また、財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,600千円、流動負債が560千円、固定負債が1,143千円増加しております。</p>	<hr style="width: 20%; margin: auto;"/>
---	---

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
「未収消費税等」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収消費税等」の金額は6,546千円であります。	<hr style="width: 20%; margin: auto;"/>
前事業年度までは「その他営業収益」として表示していたものは、当事業年度から「投資兼業報酬」として表示しております。	<hr style="width: 20%; margin: auto;"/>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 10,764千円	建物附属設備 12,633千円
器具備品 5,851千円	器具備品 6,430千円
リース資産 548千円	リース資産 1,097千円
(2) 無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア 3,962千円	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
*1 その他営業外収益	*1 その他営業外収益
賃借料過剰請求による戻り額 435千円	事業税確定還付金 525千円
消費税確定還付加算金 93千円	消費税確定還付加算金 219千円

その他営業外収益	580千円	確定拠出年金事業主返還金	487千円
		その他営業外収益	150千円
*2 その他営業外費用		*2 その他営業外費用	
業務処理過誤により発生した費用	1,347千円	業務処理過誤により発生した費用	284千円
立替印刷費誤算回収不能額	437千円	立替印刷費誤算回収不能額	485千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100			4,100
合計	4,100			4,100

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	500		4,600
合計	4,100	500		4,600

（注）普通株式の発行済株式総数の増加500株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの） （借主側） リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と して算定する方法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの） （借主側） リース資産の内容 有形固定資産 同 左 リース資産の減価償却の方法 同 左

（金融商品に関する注記）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達を行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

投資有価証券である投資信託受益証券は、主に自己設定による目的で保有しております。市場価格の変動リスクに晒されていますが、これは、早期に売却する予定のものであるため、リスクは僅少であります。

営業債務である未払委託者調査費は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	514,170	514,170	-
(2) 未収委託者報酬	62,134	62,134	-
(3) 未収収益	37,838	37,838	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	998	998	-
(5) 未払委託調査費	(93,118)	(93,118)	-

（*）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

すべて投資信託受益証券であり、投資信託受益証券は、基準価額で評価しております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価をこえるもの			
株式	-	-	-
債権	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価をこえないもの			
株式	-	-	-
債権	-	-	-
その他	998	1,000	1
小計	998	1,000	1
合計	998	1,000	1

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項ありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。	1．採用している退職給付制度の概要 同 左
2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,703千円 退職給付費用 7,703千円 他に特別退職加算金13,002千円を計上して おります。	2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,900千円 退職給付費用 7,900千円 他に特別退職加算金1,100千円を計上して おります。

（税効果会計関係）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 54,233	繰越欠損金 127,146
未払事業税 536	未払事業税 653
確定退職金未払否認 6,377	確定退職金未払否認 1,085

減価償却超過額	616	減価償却超過額	547
繰延税金資産小計	61,764	賞与引当金	3,663
評価性引当金	(61,764)	貸倒引当金	1,001
繰延税金資産合計	-	その他	983
繰延税金負債	-	繰延税金資産小計	135,081
繰延税金資産の純額	-	評価性引当金	(135,081)
		繰延税金資産合計	-
		繰延税金負債	-
		繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。		同 左	

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジア ホールディ ングズ(株)	東京都 千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接100%	経営管理 役員の 兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の 受取	400,000千円 400,000千円 385千円		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	122,298円89銭	1株当たり純資産額	114,367円55銭
1株当たり当期純損失金額	71,190円58銭	1株当たり当期純損失金額	52,808円36銭

同 左

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純損失	291,881千円
普通株式に係る当期純損失	291,881千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	4,100株

1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純損失	225,333千円
普通株式に係る当期純損失	225,333千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	4,267株

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（平成22年3月31日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 10,000百万円（平成22年3月31日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成22年3月31日現在)	事業の内容
木村証券株式会社	500百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500百万円	
今村証券株式会社	500百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	
西村証券株式会社	500百万円	
株式会社SBI証券	47,933百万円	
楽天証券株式会社	7,477百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	

楽天証券株式会社は、平成22年10月1日より取扱いを開始する予定です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 交付目論見書の表紙等への記載事項について、以下の事項を記載することがあります。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 目論見書の使用開始日を記載することがあります。

金融商品取引法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはそ

の旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

- (2) 交付目論見書の表紙等に当ファンドおよび委託会社のロゴ・マークや図案等を記載することがあります。
- (3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西 文夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。